

No.	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
1	評価項目を簡潔に整理し直すべき。	
	改正の第二ニ1について、エネルギー政策に環境適合性の項目がある上、GX政策に産業競争力の強化・経済成長の項目があり、相互に錯綜している。簡潔に整理し直すべきである。	本制度においては、エネルギー政策としての環境適合性の確保と、GX政策としての産業競争力の強化・経済成長の実現の双方を目的としており、これらの観点は一部重なり合う関係にあるものとして整理しています。
2	国内の二酸化炭素の排出削減のために、二酸化炭素の国外排出を認めるのか。	
	国内の二酸化炭素削減の為にというのは、国外で二酸化炭素を発生させて作った水素を安く輸入しようという意味ではないか。グリーンウォッシュではないのか。	本制度においては、炭素集約度が一定の基準値以下であることを求めており、国際標準化機構が定める方法により算定するため、いわゆるグリーンウォッシュに当たらないものと考えます。
3	グリーン/ブルーや専焼/混焼の違いによる環境価値の差を評価するべき。	
	長期脱炭素電源オークションは、限られた国民負担を通じて、より高い脱炭素価値を有する電源投資を促進する観点が重要と考えている。水素・アンモニア案件については、グリーン／ブルー燃料の違いや、専焼／混焼といった利用形態の違いによって、GHG削減効果や化石燃料依存度、将来的な脱炭素移行確度に差異があるものの、現行制度では、一定の炭素強度基準や混焼率等を満たせば同一カテゴリ内で価格競争する現行構造であり、GHG削減効果や将来的な脱炭素移行性といった環境価値の差が、制度インセンティブに十分反映されていないように見受けられる。 特に、既設火力の低率混焼案件については、既存設備の延命的性格が強いものも含まれ得る一方、水素・アンモニア専焼や高混焼率案件は、サプライチェーン構築や設備投資の観点から、より高い事業リスクと追加投資を伴う。 そのため、第4回以降のオークションにおいては、GHG削減効果や専焼移行性等を踏まえ、例えば「グリーン>ブルー」「専焼・高混焼率>低混焼率」といった形で、環境価値の強度に応じた評価・インセンティブ付けを検討いただきたい。	水素社会推進法では、水素等の製造方法の分類によらず、一定の炭素集約度以下であるものを低炭素水素等としています。長期脱炭素電源オークションでは、これまで炭素集約度に関する基準を設けていませんでしたが、一定の環境価値を有することが重要であると考え、炭素集約度が基準値以下となる低炭素水素・アンモニアであることを求めます。
	価格差支援よりも長期脱炭素電源オークションの方が支援終了時期が遅いことを踏まえると、事前審査における燃料のCI値は、水素社会推進法における低炭素水素等のしきい値より低い値であることが望ましいと考えている。CI値を下げるインセンティブを働かせるため、CI値がより低い燃料に対する優遇措置を設定する等の対応をして欲しい。	
4	上流権益への参入を一律に必須とするのではなく、事業性や供給安定性を踏まえた柔軟な要件とすべき。	
	上流事業・バリューチェーンにおいて、日本権益比率や日本企業参画を一律かつ必須的に求めることについては慎重な検討が必要と考えます。水素・アンモニアの上流事業は地域特性等を踏まえ多様なスキームで最適化されるべきであり、画一的な条件は創意工夫や柔軟な案件形成、事業性確保を阻害する可能性があります。また海外の競争力ある案件への参入機会が限定されることで国民負担の増加につながる懸念があり、市場形成初期において支援対象を限定する制度設計は非効率な事業構造の固定化を招くおそれがあります。さらに、厳格な条件設定はサプライチェーンの立ち上がりや拡大の遅延を通じて政策目的にも影響を及ぼしかねません。制度設計にあたっては、国際競争力、供給コスト、事業実現性及び市場形成速度とのバランスを十分考慮いただくことを要望いたします。	エネルギーの安定供給を確保し確実に製造事業を立ち上げる観点から、投資決定に至るためのオフテイカーとの交渉状況を把握すること、また、経済効率性を確保する観点から、低炭素水素等の製造事業の価格構造を透明性高く把握し、価格交渉力を有することが重要であると考えています。そのため、低炭素水素等の製造事業へ出資し、事業形成に関与する事を求めています。
	低炭素アンモニアのバリューチェーン構築と社会実装化には、低炭素アンモニアの普及・拡大を推進することが重要である。水素・アンモニアの事前審査では、長期脱炭素電源オークションの活用を前提に、日本企業の出資等の産業競争力強化に関する要件が設定され、今回の告示案にも反映されているが、これにより成立可能な案件が限定化されるおそれがある。産業競争力強化に資する取組みは重要な政策であると理解するものの、低炭素アンモニアの普及・拡大には脱炭素電源オークションでの落札が必要であり、そのためには可能な限り多くの案件を選択できる環境を確保することが重要である。出資等の要件により競争力のある案件が選択肢から外れることが懸念されるため、競争力の確保及び低炭素アンモニアの普及・拡大の観点から、今後の事前審査においては、状況と必要に応じて要件の見直し余地を残すことをご検討いただけないか。	

	水素の確実なオフテイクを担保するという政策意図には同意しますが、その手段として「上流権益への参入」を一律に必須化することには強く反対します。「上流権益への参入」は必ずしも引取権を担保せず、法的・財務的義務を伴うため、水素事業への参入障壁を高め、多様なプレイヤーの排除や日本の産業競争力の低下を招く恐れがあります。供給安定性の確保については、「法的拘束力のある長期引取契約」等も同等の要件として認めて頂きたい。 上流権益の参入範囲については現時点で明確化されていませんが、制度の実効性確保の観点から、対象範囲は水素等の製造段階までを基本とする整理が望ましいと考えます。 LNG開発や電力開発まで含める場合、投資規模及びリスクの増大、事業開発期間の長期化により、事業実現性の低下や制度活用の停滞につながる懸念があります。このため、まずは水素等製造までを中心に制度設計を行い、必要に応じて対象範囲の拡張を段階的に検討することが適切ではないかと思料いたします。	
5	我が国企業の上流参入要件について、審査では「出資する見込み」で認められるのか。	
	「発電などに向け大規模に供給する場合、我が国企業による上流権益への参入がなされており」について、2026年3月27日の審議会で示された基準骨子（案）では、「水素等製造事業に対し、我が国企業が出資する見込みであること」とされている。出資要件は事前審査の評価基準であることから、事前審査時点では基準骨子（案）どおり「出資する見込み」であることと理解してよいか。その場合、告示案二(1)①の「許認可等を取得する見込みがあること」との整合性も踏まえ、「我が国企業による上流権益への参入がなされる見込みであり」としてはどうか。	我が国企業による上流権益への参入については、低炭素水素等の安定供給及び経済効率性を確保する観点から、実際に出資が行われ、かつ、事業実施期間中にその状態が継続されることを求めるものです。 その上で、長期脱炭素電源オークションに向けた審査は、事業実施前に実施されることを考慮し、我が国企業による出資が予定されており、今後、当該出資が実現する見込みがあることを確認することとしています。 他方で、安全性に関する許認可等については、本制度に基づくか否かにかかわらず、各法令に基づき、事業を実施するために取得が必要となるものです。本制度の審査においては、事業の実現可能性を確認する観点から、当該許認可等の取得が見込まれることを確認することとしていますが、これらの許認可等を欠く場合には、本制度の認定を受けたとしても当該事業を実施することはできません。 したがって、審査時点では、出資及び許認可等のいずれも一定の「見込み」を確認しますが、出資要件は実際の出資及びその継続を求めるものである一方、許認可等は関係法令上必要な事項の取得見込みを確認するものであり、両者の性質は異なります。
6	評価項目について、しきい値や評価の優劣など、目安となるものを示していただきたい。	
	「価格が安定していること」について、具体的にどのような基準で評価することを考えているか。 地政学的リスクや特定国依存を低減するため、複数国から低炭素水素等を調達することが望ましいと理解する一方、昨今の情勢を踏まえ、想定される安定供給国の定義を示すことを検討いただけないか。 審議会で示された「複数上流による応札」に関する内容は、告示案に明示されていないものの、供給安定性の観点から重要であり、何らかの形で公表されるべきではないか。また、審議会で示された内容のうち告示案に記載されていない事項についても、別途公表されとの理解でよいか。 事前審査をチェックリスト方式とする場合、評価の透明性や公平性を確保するため、しきい値が明示されている環境適合性以外の項目についても、評価項目や判断基準を事前に開示いただきたい。 経済効率性は脱炭素電源オークションにおける入札価格をもって評価するとの理解でよいか。事前審査で経済合理性を確認する場合は、評価項目と判断基準の開示いただきたい。 「低炭素水素等の輸入相手国の地政学的リスクへの対応」に関する判断基準については、低炭素水素等の国際市場が未成熟である現状を踏まえ、事業者が現実的に実行可能な範囲で設定いただきたく、事業者だけでは対応が難しい地政学リスクについては、エネルギー政策の一環として国の責務として対応をお願いしたい。	長期脱炭素電源オークションに向けた審査は、各申請計画との比較に基づく相対評価ではなく、申請された計画が各評価項目に適合しているか否かにより判断します。また、各評価項目への適合性の判断は、申請される計画の事業構造、サプライチェーンの構成及び契約形態等が申請計画ごとに異なることを踏まえ、個別に確認します。なお、長期脱炭素電源オークションに向けた事前審査に関する内容及び手続きについては、別途依頼書の様式や記載要領等を示すことを想定しています。

	「特定の国に依存しない、強靱で信頼性のあるサプライチェーンの構築」については、その実現手段および評価の在り方について整理が必要と考えます。 強靱で信頼性のあるサプライチェーンの実現は、サプライチェーンの複線化や、設備構成・仕様、契約条件、事業主体の財務基盤等を通じたりスク低減により達成されるものと思われます。特定国への依存度はその一要素ではありますが、これを過度に重視した場合、事業の柔軟性や経済性を損なう可能性があります。したがって、「特定国への依存」に関する要件については、その位置付けや重要度の整理が必要と考えます。 また、特定国への依存度の評価については、個別プロジェクト単位ではなく、将来的に構築される複数プロジェクトを含めたポートフォリオ全体で評価することが適切と考えられます。単独プロジェクトにおいては、水素等製造が特定国に立地するケースが一般的であり、結果として当該国への依存が不可避となります。一方で、後続プロジェクトにおいて製造拠点多様化が図られる可能性を考慮し、こうした将来展開も評価対象とすることが望ましいと思います。
	現在の基準案は「海外製造・船舶輸送」の輸入モデルを前提としており、国内製造モデルの利点が反映されていません。発電所構内で水素を製造・燃焼する場合、設備は一体不可分であり、このモデルにおける供給側は水素製造のための電源であると考えます。 また、輸入過程での水素減耗などの非経済性を考慮すると、国内製造の方がエネルギー安全保障及び低炭素化への寄与において望ましいことは明らかです。ハードウェアだけでなく、発電所構内での水素精製・運用を通じて得られるデータやノウハウも、国際競争力として評価されるべきです。
	国内での水素製造には法的制約が多く、実現性が低い状況にあるため、こうした規制の壁を考慮した柔軟な判断基準が求められる。
	審査の透明性確保のため、「基本的な基準を超えた例外的な判断」の考え方が不明確な現状では、事業者が判断を下すのが困難です。最終決定時には、判断基準の詳細を具体的に示すことを強く要望します。
	主要設備を欧州等から調達する場合でも、個々の設備を異なる国の製品で構成することで、特定の地域への依存を回避していると評価すべきではないか。
7	産業競争力強化について評価基準や定義を明確に示して欲しい。また、国内製造能力や事業実態を踏まえ、柔軟に判断されるべき。
	「低炭素水素等供給事業及び低炭素水素等利用事業の双方において、我が国産業の国際競争力の強化に寄与すること」について、基準骨子（案）では、供給事業及び利用事業それぞれで主要設備のうち最低1つが我が国産業の国際競争力強化に寄与することとされている。「主要設備」は、基準骨子（案）どおり、供給事業では水素等の製造設備及び海外からの輸送設備（船舶）、利用事業では国内貯蔵設備及び発電設備と理解してよいか。また、これらの基準をどの程度求めるかの判断に当たっては、我が国産業の国際競争力強化に寄与する企業の製造能力等を総合的に勘案することと理解してよいか。 産業競争力の強化・経済成長の要件について、第16回水ア小委資料5のスライド7に示された、上流・下流それぞれで特定された設備のいずれか1設備について貢献するとの制約は、今回適用されるのか。 第16回水ア小委資料5のスライド7に「製造能力の制約等諸事項を総合的に勘案する」とされていることから、製造能力の制約等により供給事業又は利用事業で我が国産業の国際競争力強化に寄与し得ない場合、上流又は下流で寄与しなくても可と評価されるのか。現時点では要件を満たすことが困難な場合が考えられるため、柔軟な判断が可能な制度の構築をお願いしたい。 産業競争力の強化・経済成長の要件について、第16回水ア小委資料5では供給事業及び利用事業の主要設備が示されている一方、告示では明示されていません。 対象設備に関して、海外メーカーの設備であっても、主要部品が日本製である場合には要件を満たすといった、柔軟な判断が可能となるようにしていただけないでしょうか。

可能な限りサプライチェーン内の様々な製品分野で我が国産業の国際競争力の強化を図ることが重要ですが、同時に経済性と実現性を備えたエネルギー供給プロジェクトを形成することも重要と考えています。したがって、供給事業及び利用事業のそれぞれで、主要設備のうち少なくとも1つが、我が国産業の国際競争力強化に寄与することを求めます。

主要設備とは、供給事業においては、水素等の製造設備又は海外からの輸送設備（船舶）、利用事業においては、国内貯蔵設備又は発電設備とします。

	産業競争力の強化・経済成長の要件については、「製造能力の制約等諸事項を総合的に勘案する」とされていますが、供給事業の主要設備の中には、我が国企業が十分な製造能力を有していないものがあります。現時点では、関連企業の製造能力や性能、実績等が上流案件の条件を満たさない可能性があり、国際競争力への寄与に関して、(2)①の要件を満たすことは困難と考えられます。要件を満足し得るよう、国の政策として当該設備に関与する企業への政策支援を実施するとともに、当該企業の国際競争力をモニタリングし、その結果を公開する等の措置を講じていただけるようお願いします。 産業競争力強化の要件として「主要設備のうち最低1つは日本企業の競争力に寄与すること」とされていますが、現在の水素専焼プラントの実態とは大きな乖離がある。長期のプロジェクトファイナンスを組成するには、信頼性、実績、認証、製品保証等を備えた製品の採用が求められ、金融機関が認める製品を選択せざるを得ない。 一方、国内で水素を製造し専焼させるシステムに適した日本製品は現状では見当たらず、実績の乏しい重要設備を無理に採用すれば、故障等に伴う経済的リスクを事業者が長期にわたり負うことになる。 国内の水素専焼プラントに対しては、性急に日本製品を義務付けるのではなく、事業者がリスクバランスを検討して最適な製品を選べるよう、経過措置を設けるべきではないか。	
8	脱炭素化は、環境適合性を満たすことで評価されると理解してよいか。	
	脱炭素化については、環境適合性をもって排出削減に寄与すると理解してよいか。	「環境適合性」については、計画において供給される水素等が低炭素水素等であることを確認する項目です。
		他方で、「脱炭素化」については、国内での二酸化炭素の排出削減に寄与することを確認する項目です。
9	炭素集約度の評価において、算定精度が低い場合であっても、変動幅の上限が基準値以下であることを示せれば、要件を満たすと判断されるのか。	
	環境適合性の判断において、製造プロジェクトがFS完了段階程度であり、設備仕様や計測器の選定等が未確定でCI値の算定精度が低い場合でも、FEEDやエンジニアリング等の進捗により想定されるCI値の変動幅等を示し、その上限がしきい値を超えないこと等を説明すれば、要件を満たすと判断いただけるのでしょうか。	環境適合性については、計画において供給される水素等の炭素集約度が、定められた基準値以下であることを確認します。
		審査時点で設備仕様や計測方法等が確定していない場合には、申請者において、合理的な前提に基づき炭素集約度を算定する必要があります。
		ただし、供給開始後に、炭素集約度の実績が基準値を超過した場合は、原則として低炭素水素等の供給として認められません。また、実際の炭素集約度が継続的に計画に記載した炭素集約度の値を超えることとなった場合には、認定取消しとなり得ます。
10	長期脱炭素電源オークションにおける水素専焼の専用枠を検討すべき。	
	水素専焼案件が他の電源カテゴリーに埋没せず、確実に社会実装されるための環境整備が必要。現状の入札価格の上限設定や募集総量では、コストの高い水素専焼が他の電源に競り勝つことは極めて困難であり、水素事業への参入機会を増やすため、水素専焼の募集枠を別立てで検討すべき。	本意見は、今回の意見募集の対象とは直接関係しない内容であるため、回答を控えます。